

# 足利市立協和中学校いじめ防止基本方針

## Ⅰ いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

### (いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する児童等当該児童等との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法】

### (基本理念)

本校では、法の定義や国の基本方針に基づいて、学校の内外を問わず、生徒本人がいじめと感じたものはすべて、いじめとして捉えます。さらに、本人が否定した場合でも、本人や周辺の状況等を客観的に確認した結果、いじめと捉える場合もあることとします。

なお、本校では、原則、以下のような行為をいじめの態様とみなすこととします。

- ▼ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▼ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▼ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▼ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ▼ 金品をたかられる
- ▼ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▼ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▼ パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

### (いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定しました。

## 【 いじめ防止のための7つのポイント 】

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ 定期的にアンケート調査を行うとともに、『情報モラル教育』に努める。
- ④ 毎年、様々な観点からのいじめ防止に関する教職員研修を実施する。また、校外研修に積極的に参加する。
- ⑤ 人権教育、特別支援教育の推進に努める。
- ⑥ いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保証するとともに、学校内だけでなく関係機関との連携を図り、解決にあたる。
- ⑦ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

## 2 いじめの未然防止のための取組

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感を味わわせ、自尊感情を育むことができるように努めます。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行います。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導します。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らせます。

### (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。

- ① あいさつ運動  
『いじめゼロ』を目指した生徒会活動を推進します。
- ② 休憩時間の見守り  
生徒と教師の関わりを増やすために休み時間や、昼休みの時間に教室前の廊下等で生徒の様子を見守ることを励行します。
- ③ 個人指導  
タイムくん（個人ノート）等を活用し、その中で気になる生徒に対して個人面談・指導を行います。

### (2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。

- ① 一人一人が活躍できる学校行事  
一人一人が活躍できる場面を設定するためにはその拠り所となる規範意識の高い集

団が必要です。「よい集団作りと集団への帰属意識を持たせる。」という考え方から、体育祭や合唱コンクール、旅行的行事等への取り組みを軸に集団作りを推進します。

## ② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

ソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせるとともに、認められる自分が存在するを感じさせ、自尊感情を育みます。

## ③ クラス全員が学びに参加する授業『学び合い』

社会で自立して生きていくためには、自分とは異なる価値観や考え方を持つ人とつながって協力的な関係を築く力、つまり他者と折り合いをつけながら課題を解決する力が欠かせません。教師が教え込むのではなく、教師が提示した課題に対して生徒が自由にグループをつくり、互いに学び合うことが大切です。分からないところも、生徒同士が相談して解決します。理解度が異なる生徒同士が交流することで、全ての生徒の知的好奇心や探究心が刺激されるのです。

# 3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

## (1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じます。

- ① 「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けます。
- ② 様子がおかしいと感じた生徒がいる場合には学年会議や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該生徒を見守ります。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、生徒指導委員会で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図ります。
- ④ 学校生活に関するアンケートを定期的実施することで、生徒の悩みや人間関係を把握し『いじめゼロ』の学校づくりを目指します。

## (2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたります。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたります。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたります。
- ③ 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であるということを指導します。
- ④ 学校内だけでなく関係機関と連携を図り、解決にあたります。
- ⑤ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭等と連携を図りながら、指導を行います。
- ⑥ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、足利市教育委員会及び関係機関等と連携して対処します。

### (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① 中学校区の連携を密にし、小中学校の9年間を通して子どもを見守っていきます。
- ② いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に活かすようにします。
- ③ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、学校・家庭教育相談室等の相談窓口の活用も検討します。

## 4 いじめ問題に取り組むための組織

### (1) 学校内の組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導委員会」を設置します。

#### < 構成員 >

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、各学年生徒指導担当、養護教諭

#### < 活 動 >

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。

#### < 開 催 >

週1回を定例会とし、情報の共有に努め、いじめ事案発生時は緊急開催とします。

### (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに管理職に報告します。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し迅速な対応を行います。管理職の指示により敏速に支援体制をつくり、対処します。

## 5 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行います。

- ① 重大事態が発生した旨を、足利市教育委員会に速やかに報告します。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

